

八歯発FAX連絡
平成28年7月29日

会員各位

一般社団法人 八代歯科医師会
会長 水上 正太

後期高齢者歯科口腔健康診査実施上の注意について

冠省 用件のみ失礼します。

八代市、氷川町から案内を受け、健診を希望する後期高齢者が受診券を持って、来週より歯科医院を訪れます(なるべく事前に電話予約をするように伝えられています)。

本年2月16日に説明会から大分時間が経っておりますので、再度周知のために記します。

■用意する必須アイテム

- ①質問票・健診票・指導票
- ②実施マニュアル

これらは、説明会時配布物と本年4月の県歯からの郵送物中にありますが、八代歯科医師会会員のページ

http://www.yda8020.com/cgi/yda.cgi?user=hasshi&web_pwd=webinfo

からもダウンロードできるようになっています。

※入手できない方は、山口透(FAX 0965-37-2038 ほかメール、SNSいずれも可)まで連絡していただくと対処いたします。院内掲示ポスターは、6/11総会出席者には配布しました。希望の方は同様に申し出ください。

■健診と後処理の最要点事項

- ①負担金400円徴収してください。
- ②健診はマニュアルに従い実施してください。
【ポイント】(1)CPI判定(歯肉出血と歯周ポケットの二本立)
(2)RSST(30秒間に何回ゴクンできるか?)

その他は健診票を見たら概略わかると思います。

- ③健診票のコピーと指導票を受信者に渡す。
- ④県歯事務局には、質問票と健診票のコピーを次月5日までにまとめて郵送してください(県歯は国保連合会への請求業務を代行。健診単価3900円のうち負担金400円を差し引き、後月、3500円が国保から振り込まれ、県歯は、会費引き落としから手数料100円を徴収)。

(健診票は医院で保存。重複受診を防ぐため、保存の義務はありませんが、受診券は回収してください。その他帳票を、各院の判断でコピー保存される分にはかまいません。)

- ⑤治療に移る場合は、日を改めてください。同日は初再診ともに算定不可。(日を改めて再診からの開始。新たな主訴により来院した場合に限り初診。)

各種帳票の配布について

健診者に渡すもの;
【健診票】(コピー)
【指導票】

事務局に郵送するもの;
【質問票】
【健診票】(コピー)